

ビラ、署名、マイク、路上パフォーマンスetc…

# 警察の許可って ホントはいらない

知らないとソッとする

街頭宣伝マメ知識



## ●まずは読んでおこう、日本国憲法●

- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。
- 第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。
- 第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

日本国民救援会愛知県本部……干渉などあれば連絡してください

〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 Tel.052-684-5825

※救援会は1928年に創立した人権団体です。中央本部と47都道府県に本部、各地に支部、約4万人の会員。100を超える裁判を支援。入会を呼びかけています

## ■国際人権規約(市民的および政治的権利に関する国際規約)

【前文】締約国は、すべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、次のとおり協定する。

### 第2条【締約国の実施義務】

- 1 締約国は、(中略)、すべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。

### 第19条【表現の自由】

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、(中略)、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

■濫用禁止規定 法律、条令などには下記の濫用禁止規定があります。

警察法 第2条② 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

軽犯罪法 第4条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。

屋外広告物法第29条 (各県の) 条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

愛知県屋外広告物条例第39条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

愛知県拡声器規制条例第3条 この条例の適用に当たっては、集会、結社及び表現の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

救 援 新 聞

{ 1958年6月10日 }  
第三種郵便物認可

# ビラ配り・街頭署名に道路使用許可は不要

「許可をとっているのか」と警察に言われたら……このチラシを示し、こう答えよう

街頭で宣伝や署名をしているとき、警察から「許可をとっているのか」と言われても大丈夫です。なぜなら、許可は必要ないという有楽町ビラまき事件の判決が確定して判例となっているからです。もし、警察が「そんな判例関係ない(知らない)」と言って、道路交通法などを理由に中止を求めてきても「警察官は有楽町事件の判決を知っていなければならない」という判決も確定しています。これは国会答弁でも確定されています(下記右)。街頭行動は決して違法ではありませんむしろ。政治や社会問題について市民が考え行動することは、日本国憲法や国際人権法(裏面参照)が要請する、民主主義に欠かせないプロセスなのです。自信を持って堂々と行動しましょう。



## 判例「許可はいらない」、「干渉、逮捕は違法」

### ●有楽町ビラまき事件—東京高裁1966年、無罪判決確定

日本有数の繁華街・有楽町駅前。核実験に反対するビラまきが「道路交通法違反」として逮捕された事件。起訴された3人は「これは憲法違反だ」とたたかい、「ビラ配布に道路使用許可は不要」として無罪判決。検察は上告せず確定。

【判決】一般交通に著しい影響を及ぼすという影響の程度は法が例示する祭礼行事やロケーションの概念から連想されることから見て、その影響の程度は相当高度のものを指すと解さなければならない。少数の者が、人の通行の状況に応じて、その妨害を避けるために、いつでも移動し得る状態において印刷物を交付する行為は、社会通念上、一般交通に著しい影響を及ぼす行為に該当するとは言いがたい。……したがって被告人らの本件所為は、罪に当たらないものとして被告人の無罪を言い渡した原判決には何ら違法性は認められない。

### ●東金国倍裁判—「ビラまき逮捕に賠償判決」千葉地裁1991年

成人式の会場前で反核運動のビラまき・署名行動をした男性が「道交法違反」として逮捕。(不起訴)。この男性による国家賠償訴訟で、「許可はいらず、警察官は有楽町ビラまき事件の判例を知っておくべき」、「逮捕は違法」の判決。確定。

【判決】同警察本部の警察官であれば、道路交通法77条には該当しないことを知るべきであったにも関わらず、不注意にもそれに該当し、東金署長の許可を要するものと誤信し、……逮捕して原告に損害加えたものである。…(したがって、千葉県・《警察》は原告に対して)、慰謝料90万円及び弁護士費用10万円の合計100万円の支払いを命じる。

## 警察庁交通局長の国会答弁 1991年、参議院

(地方行政委員会での関根謙一警察庁交通局長の答弁)有楽町事件判決の趣旨にのっとり、行わなければいけないと考えております。都道府県の公安委員会規則ではビラ配りについての規制を許可にかからしめるという形で定めており、その点、規定の内容が曖昧でございます。そこでご指摘をいただきました東京高裁の判決(左の判決のこと)がありまして、要件をかなり明確に絞った基準をしめされたわけでございます。ビラ配りにつきましては、また東金事件の判決があるわけでございますから、これに基づきまして、警察官をよく指導、教養してまいりたい、かのように考えております。

## 和歌山県弁護士会が勧告 2014年

2014年、和歌山県道路交通法施行細則について同県弁護士会は、街頭宣伝の許可を一律に求めることは憲法第21条(1面参照)違反であるとして同県警本部と同県公安委員会に移行性を求めるなど是正を求める勧告を行っています。

## ビラ配布への干渉で警視庁が謝罪 2015年

2015年、東京中央区で街頭宣伝中の明治乳業争議団に対して警察官が「許可を取っているのか、直ちに中止せよ」と警告。これに対し、救援会、弁護士らが警視庁に抗議。その結果、後日、警視庁は「みなさんに不快な思いさせて申し訳ない。中央署の警告は誤りだった」と謝罪しました。